

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件  
原告 辻 義則 外56名  
被告 関西電力株式会社

## 準備書面(68)

### 【被告準備書面(48)(49)の不当性について】

2019年12月27日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡辺 輝人

同 高橋 陽一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

同 清 水 脩

同 雪 谷 真里奈

同 関 口 速 人

同 中 川 博 貴

本準備書面では、被告準備書面(48)(49)の内容が不当であることを述べる。

第1 被告準備書面(48)第2の3(9～10頁)について

1 上記部分の位置づけ

この部分には、原告らの準備書面(58)第3の2(7～8頁)における主張に対する反論が記載されている。

2 原告の主張の趣旨

原告は、準備書面(58)の第3の1において、原発を「災害の防止上支障なく」建てるためには、過去最大、少なくとも観測記録上最大の地震動に備えるべきである旨主張し、これを受けて、第3の2において、耐震設計の前提となる地震動に観測史上最大の地震動を採用していない点において、新規制基準は原子炉等規制法に違反すると主張し(主位的主張)、第3の3において、仮にそこまでは言えない場合は、策定された基準地震動が同準備書面8頁に記載した(1)～(5)の条件を備えなければ、新規制基準に適合しているとは言えない旨主張した(予備的主張)。

3 被告の主張内容

被告は、原告らの上記予備的主張に対し、「かかる主張の前提として、『日本のような地震多発国において、絶対に事故を起こしてはならない原発を、『災害の防止上支障なく』建てるためには、過去最大、少なくとも観測記録上最大の地震動に備えるべきである。』との主張がなされていることから明らかなとおり、原告らの上記主張は、原子炉等規制法が新規制基準に絶対的安全性を求めているとの独自の見解を前提としている。」と述べて、「明らかに失当である。」と結論づけた。

4 被告の主張の不当性

上記下線部分は、原告らが、上記主位的主張の前提認識として述べた部分である。これを上記予備的主張に対する反論に使うのは、論理が破綻している。反論は、論理的にされたい。

なお、上記(1)～(5)の条件を求めることすら「絶対的安全性を求めるもの」と断ずる被告の論調は、被告が定めた基準地震動を批判する意見を「絶対的安全性論」と切り捨てるものであって、まるで、時の政権の意向に反する市民の意見表明や行動をすべて「アカ」と切り捨てるいわゆる「アカ攻撃」と同質のものと言わなければならない。

第2 被告準備書面(48)第2の4(10～11頁)について

1 上記部分の位置づけ

この部分には、原告らの準備書面(58)第4の1(8～9頁)の主張に対す

る反論が記載されている。

## 2 原告の主張の趣旨

原告は、準備書面(58)の第4の1において、新規制基準は、事業者に対し、原発敷地の三次元構造の把握を求めていると主張し、その例として、設置許可基準規則の中から3か所((1)のア、イ)、基準地震動審査ガイドの中から6か所((2)のア～カ)、地質調査審査ガイドから3か所(3)のア～ウ)、合計11か所を指摘した。

## 3 被告の主張内容

被告は、原告らの上記主張に対し、「原告らが指摘する地震ガイドの該当部分は・・・入力地震動を評価する場面での要求事項である。」として、原発敷地の三次元構造の把握を求める原告らの主張を「不当である」と批判している。

## 4 被告の主張の不当性

原告らが指摘した上記11か所のうち、入力地震動を評価する場面での要求事項は、(2)のエ～カの3か所だけである。(1)のア、イ、(2)のア～ウは基準地震動を策定する場面での要求事項であるし、(3)のア～ウは、地震動評価全般における要求事項である。しかるに、11か所のうち8か所を敢えて無視し、原告らが指摘する部分のすべてが入力地震動を評価する場面での要求事項であるかのように述べて原告らの主張を否定するのは悪質極まりない。

被告は、誠実な主張をするべきである。

## 第3 被告準備書面(49)について

### 1 被告が求釈明に何ら答えていないこと

原告は準備書面(65)3(3)において、高浜原発3号機、4号機で使用しているMOX燃料に絞って釈明を求め、被告は準備書面(49)第2においてそれに言及したが、①から⑤について、国の再処理方針にしたがって適正に処理すると抽象的な回答を述べるのみで、実質的には何ら回答をしていない。

### 2 請求原因との関係での求釈明の必要性

原告は使用済燃料に関して、主張整理表の第1の1ないし6、第2-1、第4の10、11、第9の6、第12、第15などに整理された訴状・準備書面において、福島第一原発事故における4号機の使用済燃料による放射能汚染の重大なリスクという歴史的事実をもとに、使用済燃料ピットの構造的脆弱性(対地震、テロなど)とそれに対する対策の不十分性からの事故時の生命・身体に対する具体的危険としての人格権侵害をまず主張し

ている（ことに原告準備書面(3)参照)。高浜3、4号機におけるプルサーマルに特有の危険性についても第12に整理されているとおり、訴状において、具体的に主張している。

さらに主張整理表の第3で整理した準備書面において、被告が使用済燃料を十分な計画を持たないまま貯蔵し続けること自体の原告らの「命をつなぐ権利」としての人格権侵害性を主張している（ことに準備書面(34)）。

まず生命・身体に対する人格権侵害について言えば、使用済燃料の中でも通常燃料よりも崩壊熱の発熱量が格段に大きいMOX燃料については、通常の使用済燃料以上に長期間にわたる冷却・隔離の必要性が続くことから、原発各施設における使用、保管、搬出、再処理まで、原発各施設における冷却と封じ込め等について、現在からより長期間の盤石の管理施設と体制が整備・維持されるべきであり、その設備・体制の構築維持義務を負う被告がその義務の履行によって安全性が十分に確保されていることを具体的に主張立証すべきである（主張立証責任論の要旨を準備書面(53)でまとめた）。

また、使用済燃料を十分な計画を持たないまま貯蔵し続けること自体の人格権侵害、すなわち命をつなぐ権利の侵害の有無は、裏返せば、被告が国の核燃料サイクル政策の下とはいえ、使用済燃料を生み出し再処理等のための引渡しを行うまでそれらを管理する責任を負う事業者として、放射性廃棄物や放射性廃棄物になりうる使用済燃料を被告施設において長期にわたって持続的安定的に管理できる体制を、現時点において十分に構築できているかどうかを問うているのである。

MOX使用済燃料が国の政策上、再処理の対象になっているとしても、その再処理施設についてはいまだ国の建設計画すらないことは事実である。2020年の時点でどこにどのような施設をどれくらいの予算をかけていつ建設するのかという青写真すらない中で、30年以内、つまり2050年までにそれが実現する可能性は無い。現に、MOX使用済燃料を含まない通常の使用済燃料を対象とする六ヶ所再処理工場すら、1993年の建設開始から26年が経過してまだ完成も稼働もしていないのである。

そうであるとき、単に国の政策にしたがって適正に保管・再処理する、というだけの回答では、MOX使用済燃料という特殊な処理困難物について、国頼みということを自白しているにすぎない。現に国の政策が進まない中にあるのは、排出事業者として自らが長期にわたって安全な管理を行う体制の構築がなされていることの主張立証にはなりえていないのである。

通常の使用済燃料については、10年程度の水冷の後、使用済燃料ピットから中間貯蔵施設（ただし、いつどこに建設するのか、あるいは既存施

設を用いるのかも決まっていなため、各原発敷地内での空冷式冷却保管になる可能性も十分にある)に搬出したうえで、六ヶ所再処理工場に搬出するという一応の計画があり、再処理工場が現に建設中である(ただし、原告らとしてその計画を是認するわけではないし、核燃料サイクル政策そのものの矛盾は繰り返し主張してきた)。ところが MOX 使用済燃料についてはそういった国の再処理事業計画は具体的に存在しない。そうであれば、現在発生中の MOX 使用済燃料は、その崩壊熱の発熱量が多い等の性状にあわせた方式で、当面の長期的「保管」計画があるはずである。つまり、原告は、地元において高浜 3、4 号機廃炉後も MOX 使用済燃料の長期間の冷却を続ける計画が無ければならず、それはいかなる計画で安全なのかを問うているのである。被告は再処理までの間、「貯蔵、管理することとしている。」と抽象的に回答しているところ、「再処理までの間」という不確定期限が全く不確定である中で、廃炉という法定期限が先に到来する蓋然性が極めて高いとき、通常燃料よりもはるかに水冷期間が必要な MOX 使用済燃料についての長期にわたる「貯蔵、管理」の場所と方法と期間についての現時点での計画について釈明を求めているのである。

すなわち、原告は、MOX 使用済燃料についての貯蔵に関して、前提として水冷の必要な期間等(関連釈明事項①②③)を聞いており、また、長期間にわたる管理が必要であることから、廃炉後の冷却場所の計画(釈明事項④⑤)について釈明を求めており、いずれも MOX 使用済燃料の長期管理体制にかかわる釈明事項なのである。

仮に、その計画がないか、具体的に明らかにできないのであれば、被告においては MOX 使用済燃料について、その性状に合わせた長期間にわたる持続可能な貯蔵・管理体制が確立されていることを反証できていないことを示すことになり、原告らの人格権侵害の具体的危険の増大が推定されるべきであり、また MOX 使用済燃料によるリスクとコストを将来に付け回しする事実を表すものとして、命をつなぐ権利に対する侵害となるのである。

### 3 結論

よって、原告らは、あらためて被告に対し、原告ら準備書面(65)3(3)の①～⑤の求釈明事項に誠実に回答されるよう求める。

以上